

倉敷市告示第699号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び倉敷市市税条例（昭和42年倉敷市条例第161号）第7条第1項の規定により、富山県又は石川県に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係る市税に関する申告等期限を延長する件（令和6年倉敷市告示第22号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所を有し、又は所在する納税者、特別徴収義務者等に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについて、令和7年1月31日とする。

令和6年12月16日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

都道府県名	地 域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町